

| | | | |
|-------------|--------------|--------------------------|----------------------------------|
| 1600-1660.5 | 移動衛星(地球から宇宙) | 電気通信業務用(インパルス・トランスミッション) | 船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表 3-5 による。 |
| J 32 J 82 | | 公共業務用 | 航空機地球局への割当ては、別表 3-6 による。 |
| J 83 J 96 | | 一般業務用 | |

改める。

国内周波数分配の脚注 J 85 中「無線通信規則第 21 条参照」を削り、同脚注の次に次のように加える。
J 85A

移動衛星業務(地球から宇宙)及び衛星間の回線による 1645.5-1646.5MHz の周波数帯の使用は、遭難及び安全に関する通信に限る。

第 2 の別表 3-5 中「インパルス・トランスミッション」を「船舶地球局及び携帯移動地球局」に改め、第 10 項及び第 11 項を削り、第 12 項を第 10 項とする。

第 2 の別表 3-5 の次に次のように加える。

別表 3-6 航空機地球局の周波数表

1 無線高速データ通信が可能なもの

| 送信周波数 | 受信周波数 |
|--------------------------------|----------------------------|
| 1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯 | 1525MHz から 1559MHz までの周波数帯 |

2 1 以外のもの

| 送信周波数 | 受信周波数 |
|--------------------------------|----------------------------|
| 1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯 | 1530MHz から 1559MHz までの周波数帯 |

○総務省告示第三百二十号

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の第六条第七項の規定に基づき、平成十二年郵政省告示第七百四十四号(電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件)の一部を次のとおり改正する。

平成十八年五月三十一日

総務大臣 竹中 平蔵

表電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局の項中「1,559MHz」を「1,545MHz」に改める。

○総務省告示第三百二十号

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第百三条の二第二項及び電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第五十一条の九の九の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千三百十号(電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件)の一部を次のとおり改正する。

平成十八年五月三十一日

総務大臣 竹中 平蔵

表十四の項に掲げる区域の項中「1,660.5MHz」を「1,646.5MHz」に改める。

○総務省告示第三百二十号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第十四条第三項、第四十五条の二第二項第五号、第二項第五号及び第三項第四号並びに別表第三号の 13 の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十五号(衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件)の一部を次のように改正する。

平成十八年五月三十一日

総務大臣 竹中 平蔵

第二項第二号(中)「別図第一号」を「別図」に改め、同号(1)中「別表第一号」を「別表」に改め、同項第三号(中)「別図第一号」を「別図」に改める。

第四項を削る。

別表第二号を削り、別表第一号を別表とする。

別図第二号及び別図第三号を削り、別図第一号を別図とする。

○総務省告示第三百二十三号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十条の四第五項第四号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十七号(インパルス・トランスミッションの無線設備の技術的条件を定める件)の一部を次のように改正する。

平成十八年五月三十一日

総務大臣 竹中 平蔵

第五項第二号(2)中「毎秒一三四・四キロビット」の下に「又は二六八・八キロビット」を加え、同号(3)を次のように改める。

(3) 復調器入力までの選択度特性は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

| 区 別 | 選 択 度 特 性 |
|---------------------------|---|
| 受信信号の伝達速度が毎秒一三四・四キロビットのもの | <p>ア 希望信号を中心として(主)一〇〇kHz 以内を除いた一、四〇〇MHz から一、六二六・五MHz までの周波数範囲のすべての妨害信号除去比は三〇デシベル以上であること。</p> <p>イ 希望信号の周波数を中心として上下にそれぞれ三九・五kHz 離れた二波の隣接信号が存在した場合、五三・四デシベルの搬送電力対雑音電力密度との比で、ビット誤り率は〇・〇〇〇パーセント以下であること。この場合において、隣接信号は、希望信号と同様のもの(毎秒一三四・四キロビットのランダムデータで変調され、帯域制限された一六QAM とする)であり、それぞれ希望信号より六デシベル高いものとする。</p> |
| 受信信号の伝達速度が毎秒一六八・八キロビットのもの | <p>ア 希望信号を中心として(主)二〇〇kHz 以内を除いた一、四〇〇MHz から一、六二六・五MHz までの周波数範囲のすべての妨害信号除去比は三〇デシベル以上であること。</p> <p>イ 希望信号の周波数を中心として上下にそれぞれ八四Hz 離れた二波の隣接信号が存在した場合、五六・四デシベルの搬送電力対雑音電力密度との比で、ビット誤り率は〇・〇〇〇パーセント以下であること。この場合において、隣接信号は、希望信号と同様のもの(毎秒二六八・八キロビットのランダムデータで変調され、帯域制限された一六QAM とする)であり、それぞれ希望信号より六デシベル高いものとする。</p> |

○総務省告示第三百二十四号

無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)第四条第二項の規定に基づき、平成三年郵政省告示第六十一号(総務大臣が別に告示する船舶局を定める件)の一部を次のように改正する。

平成十八年五月三十一日

総務大臣 竹中 平蔵

十四を削り、十三を十四とし、二から十二までを一つづつ繰り下げ、一の次に次のように加える。

二 A 三 E 電波二六・一七五 MHz を超え二八 MHz 以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の無線設備（周波数シンセサイザー方式のものに限る。）及びそれに接続して使用する転落時船舶位置通報装置（A 二 D 電波により乗船者の転落その他の事故の際に自船の識別及び位置を海岸局に通報するための附属装置をいう。）

十五を次のように改める。

十五 地上無線航法装置

○総務省告示第三百二十五号
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三条第六号(3)、第七号(6)及び第八号の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十八年五月三十一日
第三項第一号(ハ)を(カ)とし、(カ)から(ケ)までを一つづつ繰り下げ、(四)の次に次のように加える。

(四) 転落時船舶位置通報装置（平成三年郵政省告示第六十一号（総務大臣が別に告示する船舶局を定める件）の二に掲げる転落時船舶位置通報装置をいう。）

○総務省告示第三百二十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条第四項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第四百七十七号（無線局に備え付けておかなければならない電波法及びこれに基づく命令の集録に代えて総務大臣の認定する抄録を備え付けることができる無線局を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十八年五月三十一日
第五項第一号中「A 三 E 電波」を「A 二 D 電波又は A 三 E 電波」に改め、同項第八号中「ロラン受信機」を「地上無線航法装置」に改め、同項第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

○総務省告示第三百二十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条の二第一項及び第三十八条の三第五項の規定に基づき、昭和三十五年郵政省告示第一千七百七号（時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十八年五月三十一日
第一項の表十六の項中「船舶局であつて」の下に「A 二 D 電波又は」を加える。

○総務省告示第三百二十八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十条第六項の規定に基づき、昭和四十五年郵政省告示第五十九号（海上移動業務又は海上無線航行業務の無線局の A 二 A 電波、A 二 B 電波、A 二 D 電波、H 二 A 電波、H 二 B 電波又は H 二 D 電波を使用する送信装置であつて、変調波の電鍵開閉操作によらないで当該電波を発射することが許されるものを定める件）の一部を次のように改正する。

平成十八年五月三十一日
第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

二 A 三 E 電波二六・一七五 MHz を超え二八 MHz 以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の無線設備。ただし、当該無線設備に接続して使用するデータ伝送を行うための附属装置の出力信号を送出する場合に限る。

○総務省告示第三百二十九号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第五十六条の規定に基づき、昭和五十九年郵政省告示第九百六十四号（海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十八年五月三十一日
総務大臣 竹中 平蔵

1の(3)を次のように改める。
(3) 26.175kHz以上30.005kHz未満の周波数

| 使用電波の型式及び周波数 (kHz) | | | | | |
|--------------------|-----------|-----------|----------------|-----------|----------------|
| 呼出し、応答及び準備信号の送信 | その | | の | | 他 |
| A 2 D 又は A 3 E | H 3 E | J 3 E | A 2 D 又は A 3 E | H 3 E | J 3 E |
| 26.760(1) | 26.760(3) | 26.760(1) | 26.760(1) | 26.760(3) | 26.958(5)(2) |
| 26.768(1) | 26.768(3) | 26.768(1) | 26.768(1) | 26.768(3) | 27.026.5(1)(3) |
| 26.776(1) | 26.776(3) | 26.776(1) | 26.776(1) | 26.776(3) | 27.054.5(1)(3) |
| 26.832(1) | 26.832(3) | 26.832(1) | 26.832(1) | 26.832(3) | 27.058.5(1)(3) |
| 26.840(1) | 26.840(3) | 26.840(1) | 26.840(1) | 26.840(3) | 27.166.5(1)(3) |
| 26.848(1) | 26.848(3) | 26.848(1) | 26.848(1) | 26.848(3) | 27.174.5(1)(3) |
| 26.856(1) | 26.856(3) | 26.856(1) | 26.856(1) | 26.856(3) | 27.178.5(2) |
| 26.864(1) | 26.864(3) | 26.864(1) | 26.864(1) | 26.864(3) | 27.198.5(1)(3) |
| 26.872(1) | 26.872(3) | 26.872(1) | 26.872(1) | 26.872(3) | 27.202.5(1)(3) |
| 26.880(1) | 26.880(3) | 26.880(1) | 26.880(1) | 26.880(3) | 27.206.5(1)(3) |
| 26.888(1) | 26.888(3) | 26.888(1) | 26.888(1) | 26.888(3) | 27.210.5(1)(3) |
| 26.896(1) | 26.896(3) | 26.896(1) | 26.896(1) | 26.896(3) | 27.214.5(1)(3) |
| 26.912(1) | 26.912(3) | 26.912(1) | 26.912(1) | 26.912(3) | 27.218.5(1)(3) |
| 26.920(1) | 26.920(3) | 26.920(1) | 26.920(1) | 26.920(3) | 27.222.5(1)(3) |
| 26.928(1) | 26.928(3) | 26.928(1) | 26.928(1) | 26.928(3) | 27.226.5(1)(3) |
| 26.936(1) | 26.936(3) | 26.936(1) | 26.936(1) | 26.936(3) | |
| 26.944(1) | 26.944(3) | 26.944(1) | 26.944(1) | 26.944(3) | |

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 27,258.5(1) | 27,258.5(1) | 27,426.5 | 27,426.5 |
| 27,262.5(1) | 27,262.5(1) | 27,430.5(1) | 27,430.5(1) |
| 27,266.5(1) | 27,266.5(1) | 27,434.5 | 27,434.5 |
| 27,274.5(1) | 27,274.5(1) | 27,438.5(1) | 27,438.5(1) |
| 27,310.5 | 27,310.5 | 27,442.5 | 27,442.5 |
| 27,314.5(1) | 27,314.5(1) | 27,446.5(1) | 27,446.5(1) |
| 27,318.5(1) | 27,318.5(1) | 27,450.5(1) | 27,450.5(1) |
| 27,326.5(1) | 27,326.5(1) | 27,454.5 | 27,454.5 |
| 27,334.5 | 27,334.5 | 27,458.5 | 27,458.5 |
| 27,338.5 | 27,338.5 | 27,462.5 | 27,462.5 |
| 27,342.5 | 27,342.5 | 27,466.5 | 27,466.5 |
| 27,346.5 | 27,346.5 | 27,470.5 | 27,470.5 |
| 27,350.5 | 27,350.5 | 27,474.5(1) | 27,474.5(1) |
| 27,354.5 | 27,354.5 | 27,478.5 | 27,478.5 |
| 27,358.5 | 27,358.5 | 27,486.5(1) | 27,486.5(1) |
| 27,362.5 | 27,362.5 | 27,490.5(1) | 27,490.5(1) |
| 27,366.5 | 27,366.5 | | |
| 27,370.5 | 27,370.5 | 27,524 | |
| 27,374.5 | 27,374.5 | 27,532 | |
| 27,378.5 | 27,378.5 | 27,540 | |
| 27,382.5 | 27,382.5 | 27,548 | |
| 27,386.5 | 27,386.5 | 27,556 | |
| 27,390.5(1) | 27,390.5(1) | 27,572 | |
| 27,394.5 | 27,394.5 | 27,580 | |
| 27,398.5 | 27,398.5 | 27,628(1) | |
| 27,402.5 | 27,402.5 | 27,636 | |
| 27,406.5(1) | 27,406.5(1) | 27,644 | |
| 27,410.5(1) | 27,410.5(1) | 27,652 | |
| 27,414.5 | 27,414.5 | 27,660 | |
| 27,418.5 | 27,418.5 | 27,668 | |
| 27,422.5 | 27,422.5 | 27,676(1) | |
| | | 27,724(1) | |

| | | |
|-----------|--|--|
| 27,732 | | |
| 27,740 | | |
| 27,748 | | |
| 27,756 | | |
| 27,764 | | |
| 27,772 | | |
| 27,780(1) | | |
| 27,828 | | |
| 27,836 | | |
| 27,852 | | |
| 27,860 | | |
| 27,884 | | |
| 27,892 | | |
| 27,908 | | |
| 27,916 | | |
| 27,932 | | |
| 27,940 | | |
| 27,956 | | |
| 27,964 | | |
| 27,980 | | |
| 27,988 | | |

注 1 この表に掲げる周波数は、選択呼出しを行う場合にも使用することができる。
 2 (1)は、船舶局相互間において通信を行う場合に限る。
 2の(2)は、F3Eとする。

ア 港湾通信の海岸局

| 区 別 | 使用周波数 (MHz)、電波の型式は、特に指定するものを除き F3E とする。 | |
|---------------------------|---|--------------------------------|
| | 呼出し、応答及び準備信号の送信 | そ の 他 |
| 海岸局名 | | |
| 港湾通信用海岸局 (海上保安庁所属のものを除く。) | | 156.375(1)(2) 156.425(1)(2) |

| | | |
|-------------|---------------------------|---|
| | 156.525(3)(4)(5) | 156.55 156.6 156.65 156.7 |
| | 156.8 | 161.5 161.55 161.6 161.65 161.7 161.975(6) 162.025(6) |
| 海上保安庁所属の海岸局 | 156.525(3)(4)(5) 156.8 | 156.45 156.6 161.575(6) 161.875(6) 161.975(6) 162.025(6) |

注 1 (1)は、外国の無線局と電気通信業務の通信又は港務に関する通信を行う場合に限る。
 2 (2)は、水先業務又は引き船業務に関する通信を行う場合及び外国の無線局と通信を行う場合に限る。
 3 (3)は、デジタル選択呼出しによる遭難、緊急及び安全用である。
 4 (4)は、遭難、緊急及び安全以外の目的のために呼出し用としても使用することができる。
 5 (5)の電波の型式は、F2B である。
 6 (6)は、船舶自動識別装置を備える船舶局と通信を行う場合に限るものとし、電波の型式は、F1D とする。
 7 特に協定がある場合には、「その他」の欄の周波数を呼出し、応答及び準備信号に使用することができる。